【資料3別紙】

# 令和６年度スポーツ振興くじ助成金追加交付対象事業（案）

| 助成区分 | 助成対象事業細目 | 助成対象者 | 助成割合 | 助成対象事業の要件等 | 助成対象経費の合計額の限度額 | 助成金の額の限度額 | 審査項目及び審査の視点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スポーツ団体スポーツ活動助成 | スポーツ仲裁等事業 | （公財）日本スポーツ仲裁機構 | 9/10 | ・スポーツ団体が競技者等に対して行った決定についての紛争に係る仲裁又は調停及び当該紛争を申し立てようとする当事者等に対する助言を行い、スポーツに関する紛争の解決を図る事業 | ~~15,000千円~~<br>20,000千円 | ~~13,500千円~~<br>18,000千円 | 【事業目的】<br>事業の内容は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停等による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的としているか |
| | 大学スポーツガバナンス強化事業 | （一社）大学スポーツ協会 | 4/5 | ・次に掲げるいずれかの要件を満たす大学スポーツのインテグリティ及び安心・安全の確保に向けたガバナンス強化を図る事業<br>：指導者向けのガイドライン策定、研修会等の開催又は指導者ライセンスの発行に向けた取組を実施する事業であること。<br>：運動部の運営に携わる学生向けの運動部運営マニュアルの策定や研修会を開催する事業であること。<br>：運動部活動における安全に関する講習会の開催や運動部に安全担当者の配置促進を図る事業であること。 | 62,500千円 | 50,000千円 | 【事業内容】<br>事業の内容は、大学スポーツのガバナンス強化を目的としているか<br>【事業の規模】<br>研修の開催予定回数、参加予定大学数及び人数<br>【満足度調査】<br>事業終了後に参加者等に対する満足度調査を行うか |
| | （参考：令和5年度） | | | | | | |
| | 大学スポーツ活動推進事業 | （一社）大学スポーツ協会 | 4/5 | ・大学スポーツアドミニストレーターや運動部活動のコーチ・監督等に対して、指導者倫理やアスリート教育の重要性等に関する研修を実施する事業<br>・UNIVASに加盟する大学・学生連盟等が開催する競技会に医療従事者等を配置し、大学スポーツにおける安全・安心でフェアな環境を整備する事業 | 75,000千円 | 60,000千円 | 【事業内容】<br>事業の内容は、大学スポーツの振興を目的としているか<br>【事業の規模】<br>研修の開催予定回数、参加予定人数<br>医療従事者等の配置予定回数、配置予定人数 |
| 国際競技大会開催助成 | 大会開催準備事業<br>ア オリンピック競技大会（冬季競技大会を含む。）<br>イ アジア競技大会（冬季競技大会を含む。）<br>ウ ワールドユニバーシティゲームズ（冬季競技大会を含む。）<br>エ 予選大会を含む参加国数が３０か国以上又は開催事業費が２億５千万円以上の国際競技大会<br><br>ア・イ・ウ・エのうち、総合競技大会、閣議了解のある競技大会、その他文部科学大臣が特に必要と認めた大会の準備を行う事業 | 1 都道府県<br>2 市町村<br>3 （公財）日本オリンピック委員会又は（公財）日本スポーツ協会の加盟競技団体<br>4 法人格を有する（公財）日本パラスポーツ協会又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体<br>5 大会組織委員会（大会開催の準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人） | 4/5 | ・大規模な国際競技大会の組織委員会等におけるガバナンス体制等の在り方に関する指針に基づく自己説明及び公表を行うこと<br>・総合競技大会、閣議了解された競技大会、その他文部科学大臣が特に必要と認めた大会の開催決定年度以降に係る開催準備事業 | 1億円 | 80,000千円 | 【広報活動】<br>大会に関する広報活動の方法<br>【大会の実施体制】<br>大会開催に関する助成対象者の組織体制及び関係機関との連携体制の構築状況<br>【事業収入】<br>運営費に占める参加料収入、広告料収入等くじ助成金以外の事業収入の割合見込み |